

と き わ 公 園
高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル

宇 部 市
令和7年1月

目 次

第1章 総 則	… P.1
1 目的	
2 危機事象(対応レベルと発生状況)	
3 基本方針	
第2章 危機事象対応	… P.2
1 「レベル1」の対応(通常時でリスクの低い季節)	
2 「レベル2」の対応(通常時でリスクの高い季節)	
3 「レベル3」の対応(国内発生・ときわ公園の半径 10km 以遠)	
4 「レベル4」の対応(ときわ公園の半径 10km 以内で発生)	
5 「レベル5」の対応(ときわ公園内の野鳥から発生)	
6 「レベル6」の対応(飼養鳥で発生)	
7 その他	
資 料	… P.7
【表1】高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)への対応レベルとその対策概要	
情報伝達フロー	
飼養している鳥類における発生時の対応フロー	
別図1	
別図2	
別図3	

第1章 総 則

1 目的

ときわ公園で飼養している鳥類(以下「飼養鳥」という。)の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染防止と発生した場合の迅速な対応と感染拡大の防止、入園者、職員、飼育動物を鳥インフルエンザから守ると同時に市民等への的確な情報提供によるパニックや風評被害の防止、さらに安全かつ適切な施設運営、家きん等への感染拡大の防止を行うことを目的に本マニュアルを定める。

なお、本マニュアルは、環境省自然環境局「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」(令和5年 10 月)(以下、「環境省マニュアル」という。))及び宇部市危機管理指針(令和5年 6 月)(以下、「市指針」という))に基づくものとする。

2 危機事象(対応レベルと発生状況)

本マニュアルにおける対応レベルとその発生状況を以下に示す。

対応レベル	環境省レベル	市指針レベル	感染リスクと季節	発生状況
1	1		リスクの低い季節	通常時(国内発生なし)
2	1		リスクの高い季節	通常時(国内発生なし)
3	2～3			国内発生 ときわ公園の半径 10km 以遠
4				ときわ公園の半径 10km 以内で発生
5		Ⅲ		ときわ公園内の野鳥から発生
6		Ⅳ		飼養鳥で発生

※発生対象種は以下のとおり

- ・家きん:鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。
- ・野鳥
- ・飼養鳥

3 基本方針

- (1) 迅速な対応と連携
- (2) 飼養鳥の感染防止
- (3) 観覧者、飼養者の感染の防止
- (4) 家きん等への感染防止の拡大
- (5) 市民等への情報提供

第2章 危機事象対応

1 「レベル1」の対応(通常時でリスクの低い季節)

(1) 監視

- ① 飼養鳥の普段からの健康状態に注意し、異変(神経症状や重度の結膜炎等)や異常死(突然死または複数個体同時死)(これらを「感染疑い飼養鳥」という)の早期発見に努める
- ② 飼養に関する記録(飼養鳥の数、餌の種類、給餌回数、飼養者等)を取っておく。
- ③ 常盤湖やその周辺においては、飼養鳥への給餌時等に周辺の野鳥(特にカラスや水鳥類)の状況にも注意する。

(2) 飼養衛生管理

飼養者は鳥類の飼養施設ごとに作業靴の履替え及び出入りの際の消毒を行う。

2 「レベル2」の対応(通常時でリスクの高い季節)

(1) 監視

「レベル1」の監視を継続

(2) 飼養衛生管理

- ① 「レベル1」の飼養衛生管理継続
- ② 野鳥又は野生動物との接触を防ぐため、放し飼い展示は原則中止し、飼養鳥を防鳥ネットや網等で囲われた施設内で飼養する。

(3) 観覧者及び車両等への対応

- ① 動物園入退園口での観覧者の靴底の消毒
- ② 動物園敷地出入口での職員・関係業者等の靴底の消毒
- ③ 業務車両の一部通行制限、業務車両タイヤの消毒等を行い、ウイルスの侵入を防止する。(別図1)

3 「レベル3」の対応(国内発生・ときわ公園の半径10km以遠)

関係機関・部局と十分連携し、情報収集に努めるとともに、常盤湖やその周辺における渡り鳥等の状況に注意しながら警戒を強化し、「レベル2」の対応に加えて、以下の対応を行う。

(1) 飼養鳥の取扱い

- ① 動物園内及び動物園外への移動、ときわ公園内の飼養施設内及び飼育施設外への移動は必要最小限とし、原則として放し飼い展示は中止する。

(2) 観覧者及び車両等への対応

- ① 動物園入退園口における観覧者の靴底の消毒を徹底する
- ② ときわ公園内も含めて飼養鳥と観覧者との間に十分な距離を確保する。(別図2、3)
- ③ 飼養鳥と観覧者のふれあい及び野鳥を誘引するおそれのある観覧者

による餌やり等を中止する。

- ④ 動物園敷地出入口での職員・関係業者等の靴底の消毒
- ⑤ 業務車両の一部通行制限、業務車両タイヤの消毒等を徹底し、ウイルスの侵入を防止する。(別図1)

(3) 動物園敷地内で死亡した野鳥の取扱い

動物園敷地内にて原因不明の死亡野鳥又は異常(衰弱、ふらつき、呼吸器症状など)を確認した場合は、早期排除と消毒等を行った上で、鳥獣行政担当部局に連絡するとともに、動物園敷地内全域における警戒態勢を引き上げる。

4 「レベル4」の対応(ときわ公園の半径 10km 以内で発生)

関係機関・部局と十分連携し、情報収集に努めるとともに、常盤湖やその周辺における渡り鳥等の状況に注意しながら警戒を強化し、「レベル3」の対応に加えて、以下の対応を行う。

(1) 飼養鳥の取扱い

- ① 飼養施設周囲に消石灰散布等の消毒を行う。
- ② 飼養施設内での中水(常盤湖水・夫婦池)の使用を中止する。

5 「レベル5」の対応(ときわ公園内の野鳥から発生)

- ① 宇部市危機管理指針の「危機レベルⅢ」とする。
- ② 宇部市高病原性鳥インフルエンザ防疫対策連絡室を設置する。
- ③ 市民へ公表する。
- ④ 観覧者の感染及び観覧者による拡散を防止するため、「レベル4」の対応に加え、以下の対応を行う。
 - ・観覧者及び車両等への対応
 - 観覧者等の感染及び観覧者等によるウイルスの持ち出しや持ち込みによる拡散を防止するため、簡易検査で陽性が確認された時点で、別図1の対応を行う。

6 「レベル6」の対応(飼養鳥で発生)

「感染疑い飼養鳥」が確認された場合は、以下の対応を行う。(別添フロー)

(1) 簡易検査及び陽性の場合の体制

- ① 「感染疑い飼養鳥」が確認された場合
獣医師は簡易検査(迅速診断キットによる検査)を行う。
- ② 簡易検査の結果が陽性であった場合
 - ・宇部市危機管理指針の「危機レベルⅣ」とする。
 - ・宇部市高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置する。
 - ・山口県宇部健康福祉センター及び山口県中部家畜保健衛生所に連絡。
 - ・環境省自然環境局総務課動物愛護管理室(以下「環境省動物愛護管理室」という。)に速やかに報告して遺伝子検査の実施について相談し、

獣医師は必要な検体を検査機関に送付する。

- ・山口県及び環境省動物愛護管理室と事前調整の上、原則として同時に市民に「疑い事例」として1回目の公表(報道発表)をする。ただし、展示施設の防疫措置等のため閉園等の対策を行うことについて、利用者等に迅速に周知することが必要な場合、展示施設の管理者は、先行して Web サイトや SNS 等で周知することは差し支えない。
- ・飼養鳥は社会的な影響も大きいことから、発生事例が異なる場合は、その都度発表する。

③ 簡易検査が陰性の場合

- ・高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染している場合があるため、当該鳥には必要な感染防御を行いつつ症状の観察を注意深く続け、状況を山口県宇部健康福祉センターに報告する。
- ・国内の発生状況や臨床経過を踏まえ、普段の飼養管理状況と比して明らかな異常や「感染疑い飼養鳥」である場合には、山口県宇部健康福祉センターに報告の上、遺伝子検査の実施を検討する。

(2) 「感染した飼養鳥」の取扱い

① 「感染した飼養鳥※」が確認された場合

※遺伝子検査又はウイルス分離検査にてウイルスの型が高病原性と確定した飼養鳥をいう。

- ・市民に「陽性確定」として2回目の公表(報道発表)をする。
- ・公表内容については、環境省動物愛護管理室に事前に情報提供した上で、原則として同時に公表する。
- ・「感染した飼養鳥」については、動物愛護及び感染拡大防止の観点から、できる限り苦痛を与えない方法を用いて殺処分することを原則とする

② 抗ウイルス薬等による治療を判断した場合

以下の条件及び担当獣医師の所見等も踏まえた上で判断する。

- ・希少種あるいは市民の意識の高い鳥種等であること
- ・隔離が可能で十分な治療体制を確保できること
- ・感染経過や症状等から治療効果が期待されること
- ・動物福祉の観点からも問題がないこと等

実施の際には、山口県宇部健康福祉センター、山口県中部家畜保健衛生所、並びに環境省自然環境局総務課動物愛護管理室と相談しながら、隔離飼養の体制の下、飼育員等への感染予防やウイルス拡散防止等に万全の注意を払って実施する。

(3) 「感染疑い飼養鳥」及び「感染確認した飼養鳥」と同所で管理していた飼養鳥の取扱い

- ① 診療施設内検疫室あるいは隔離飼養が可能な施設に移動して、飼養者等への感染予防やウイルス拡散防止等に十分に注意しながら飼養し経過観察を行う。

- ② 密閉して移動するなど、感染拡大防止に十分配慮するとともに、移動した日時や経路等について記録を取っておく。
- ③ 設備等の状況により十分な隔離飼養が行えない場合
感染拡大防止の観点から殺処分を行うことも検討するが、周辺の野鳥がすでに感染している可能性が極めて高い状況の場合には、発生地周辺への人の立入りの制限、飼養鳥によるウイルス拡散の防止、死亡鳥の早期回収、消毒等の対策により、移動させずに経過観察を行う。
- ④ 経過観察中に異常があった場合
(1)の措置を行う。
飼養施設については、消毒等の防疫措置を講じるとともに、飼養者等によるウイルス拡散防止措置を徹底する。
- (4) ときわ公園内の他の飼養鳥動物の取扱い
 - ① 動物園を含むときわ公園内の他の飼養施設で管理されている飼養鳥や哺乳類については、感染の有無を注意深く観察し、異常が認められた場合には(1)の措置を行う。
 - ② 鳥類の飼養施設については、周囲の消石灰散布等の消毒を行う。
- (5) 死体や汚染物品の処分及び公衆衛生
 - ① 「感染した飼養鳥」の死体や汚染物品
 - ・厚手のビニール袋を二重にした中に入れ、袋の開口部を縛る。
 - ・その袋の表面を70%アルコールで消毒した上で、更にビニール袋で覆い、その袋の開口部を縛るなど密閉する。
 - ・感染拡大の防止に配慮した上で、感染性廃棄物処理の許可を受けている処理業者に収集運搬及び処分を委託し適切に処分する。
 - ・処分までの間は、感染性廃棄物と同様に他の廃棄物と明確に区別して適切に保管する。
 - ② 従事者
防護服、ビニール手袋等を着用の上、消毒を徹底し、感染の拡大を防止するとともに、公衆衛生の観点から、自らの感染防止及び健康管理に努める。
- (6) 観覧者及び車両等への対応
 - ① 観覧者等の感染及び観覧者等によるウイルスの持ち出しや持ち込みによる拡散を防止するため、簡易検査で陽性が確認された時点で、3「レベル3」の対応(2) 観覧者及び車両等への対応(別図1)を行う。
 - ③ 感染した飼養鳥が確認された施設周辺については消毒等の必要な防疫措置が完了するまでは観覧者等を近づけないような対策(部分的な立入制限、臨時閉園を含む)を行う。(別図2、3)
- (7) 再発防止等のための情報の収集
感染した飼養鳥が確認された飼養環境を観察し、感染経路の特定に努める。

7 その他

(1) 各レベルに応じたその他の対策

高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)への対応レベルに応じたその他の対策については、【表1】高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)への対応レベルとその対策概要を参照のこと。

(2) 防疫対策連絡室及び防疫対策本部の解散時期

高病原性鳥インフルエンザは急性感染症であることから、最終発生日 から 14 日が経過し、他の飼養鳥の健康状態に問題がないと確認されたとき。

(3) 普及啓発

感染した飼養鳥に触れる等の濃厚接触をしなければ、通常、人に感染しないことや、その他動物が感染・伝播し得る感染症であること等、観覧者等が安心できるよう、高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識や対策の普及に努める。

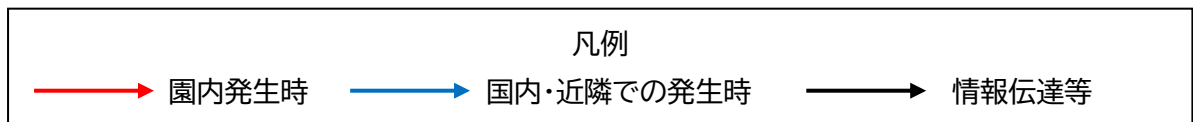
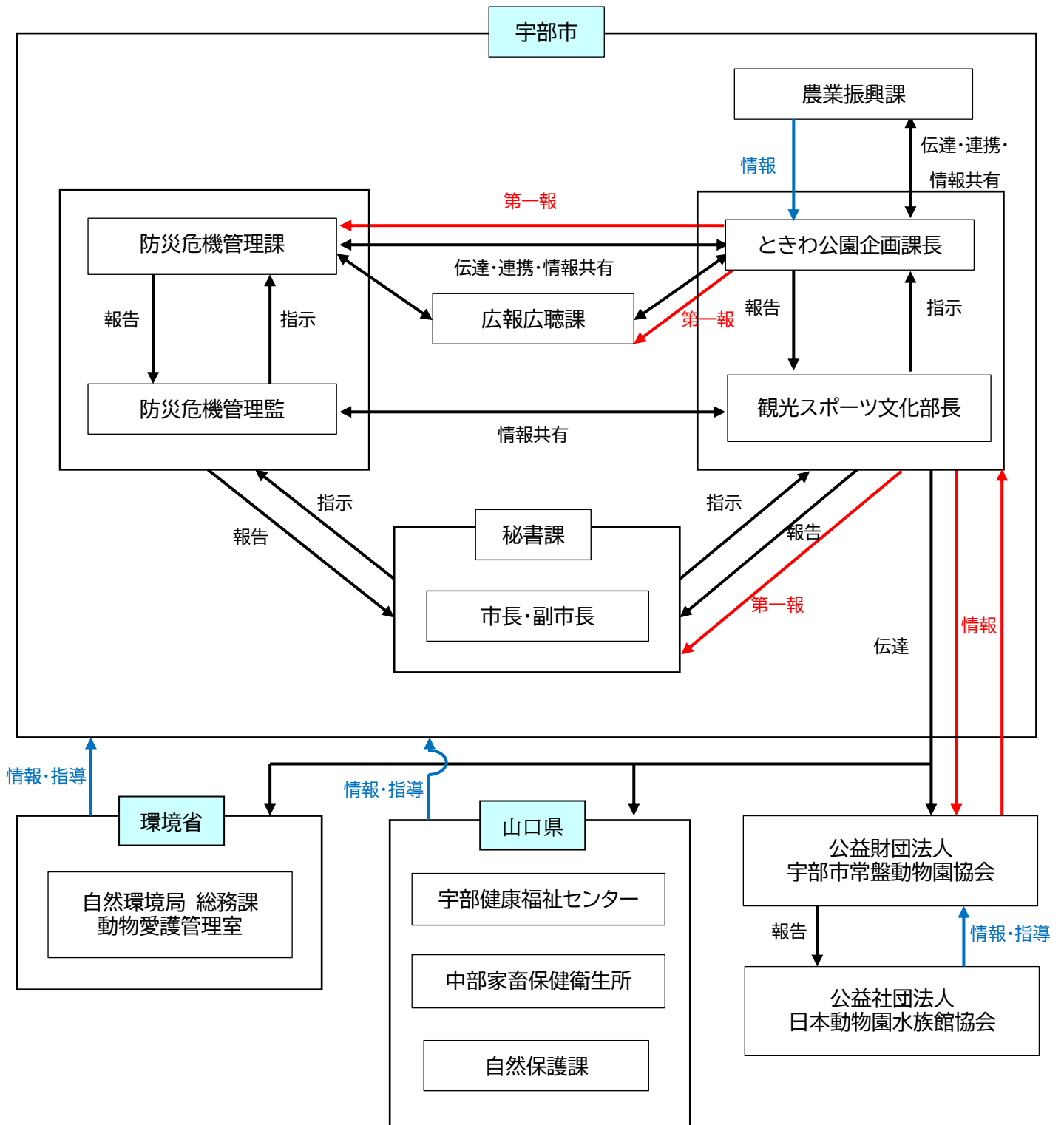
(4) その他

記録簿、検体送付の手順等、このマニュアルの運用に必要な事項は、別に定める。

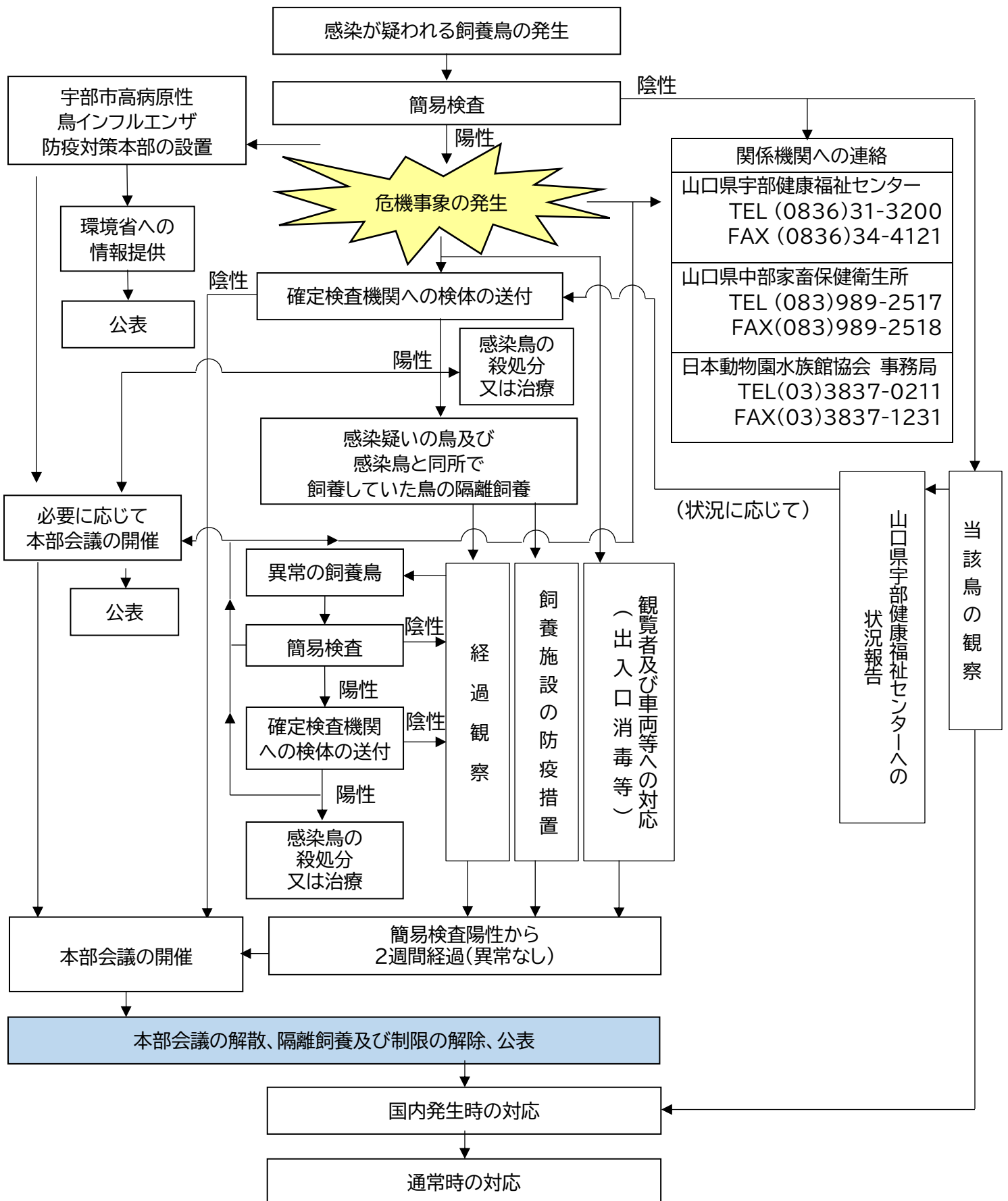
【表1】高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)への対応レベルとその対策概要

対応レベル		1	2	3	4	5	6	
HPAI 感染リスクと季節		リスクの低い季節		リスクの高い季節				
発生状況		国内発生なし (通常時)		国内発生 (10km 以遠)	ときわ公園周辺 半径 10km 以内で発生	ときわ公園内の 野鳥で発生	飼養鳥で発生 (簡易検査陽性から)	
環境省対応レベル		1	1	2,3	2,3	2,3	2,3	
日動水マニュアル対応レベル		0,1,2	0,1,2	3	4	5	5	
体制	危機レベル・対策本部等						危機レベルⅢ 防疫対策連絡室設置	危機レベルⅣ 対策本部設置
	情報収集	通常の情報収集			関係機関・部局と連携、情報収集強化			
動物園の営業		通常営業					部分的立入制限～臨時閉園	
動物園 観覧者	靴底消毒		動物園入退園口で実施					
	立入制限				飼養鳥との間に十分な距離を確保		部分的な立入制限	
動物園 職員・ 業務車両	靴底消毒		動物園敷地出入口で実施					
	車両タイヤ消毒		動物園敷地出入口で実施					
	通行制限		車両出入口で一部制限					
動物管理	飼養鳥の監視		監視強化					
	飼養鳥の展示		放し飼い展示を原則中止(白鳥類は飼養施設に収容)					
	鳥類以外の飼養施設の衛生管理	飼養施設ごとに 作業靴の消毒	飼養施設ごと、動物園敷地出入口(職員通路)で作業靴の消毒					
	飼養鳥衛生管理	鳥類飼養施設ごとに作業靴履替え・消毒						発生施設で防護服の 着替等個別対応
	施設周囲施設の消毒					飼養施設周囲に消石灰等散布(鳥類)		
	フラミング舎					プール水を中水から上水に切り替える		
	ワオキツネザル舎					水路(中水)排水		
	動物移動					飼養鳥の園内外への移動原則禁止		全飼育動物の園内外 への移動原則禁止
イベント・ 体験等	観察会等					飼養鳥に接近・接触するイベントや野鳥観察会等の中止		
	ふれあい動物						全てのふれあいイベント中止	
	バックヤードツアー						バックヤードへの立入制限	
その他	ときわ公園利用者の車両タイヤ消毒						駐車場ごとでの実施を検討	
	公園内の野鳥の監視		監視強化					
	公園内での餌やり				野鳥及び鯉等への餌やり制限			

情報伝達フロー



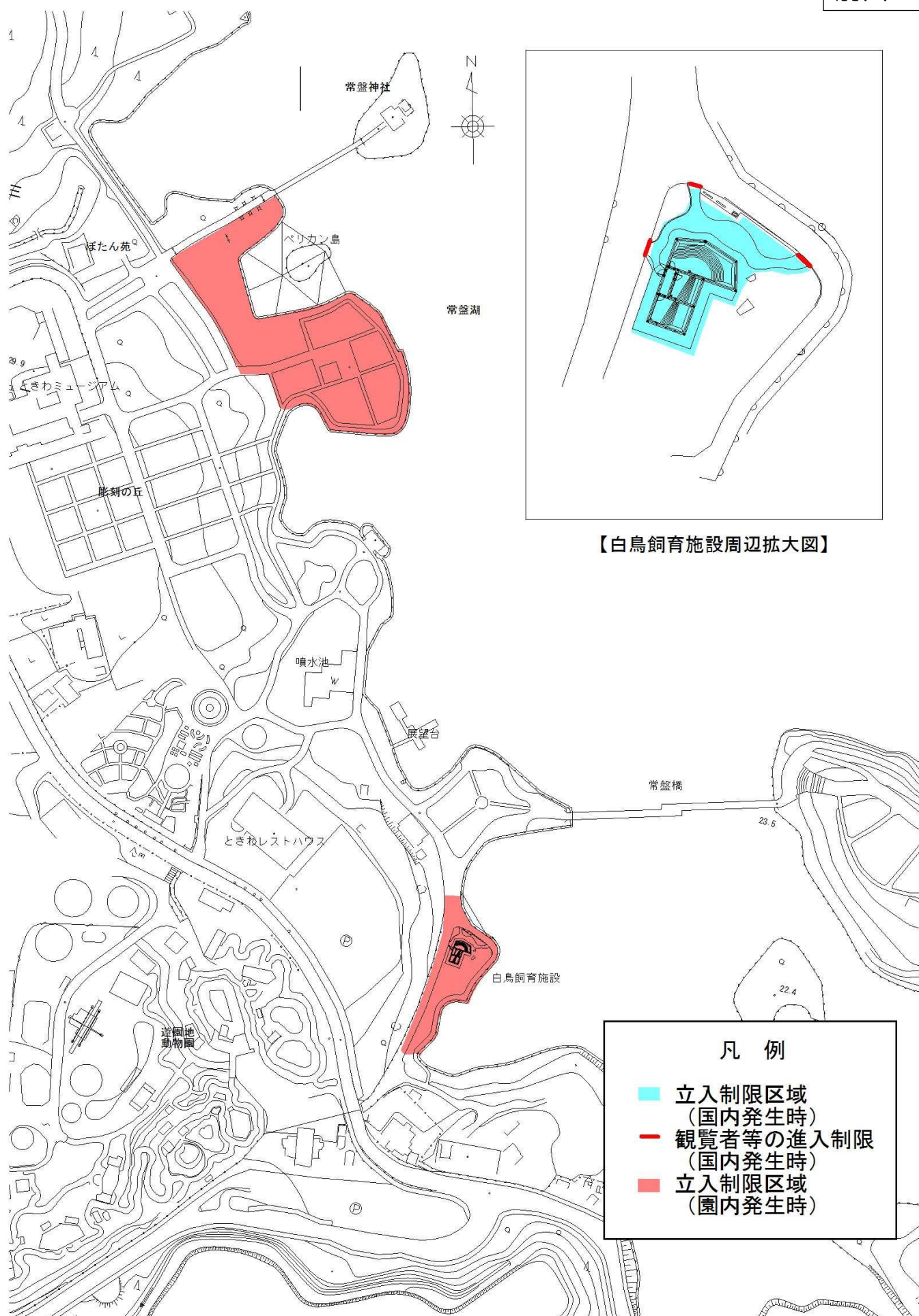
飼養している鳥類における発生時の対応フロー

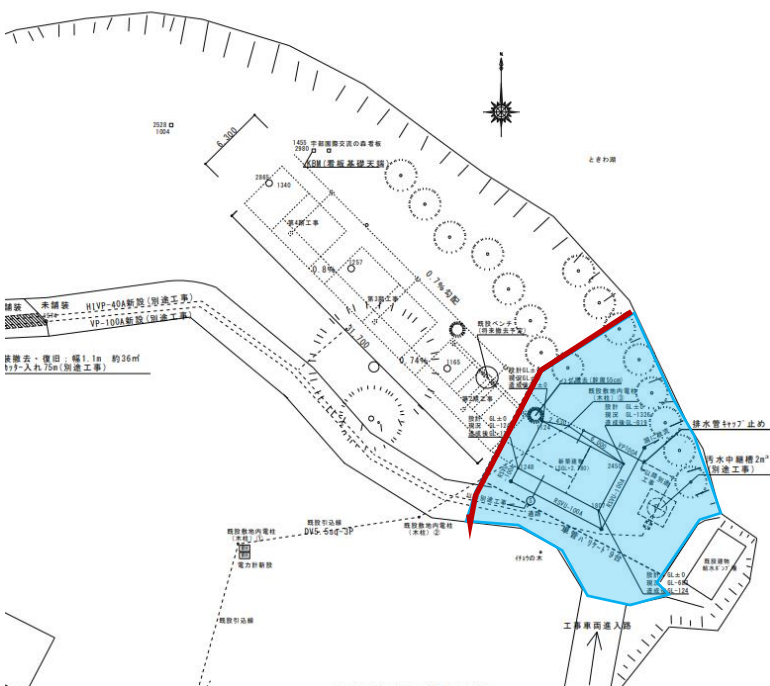
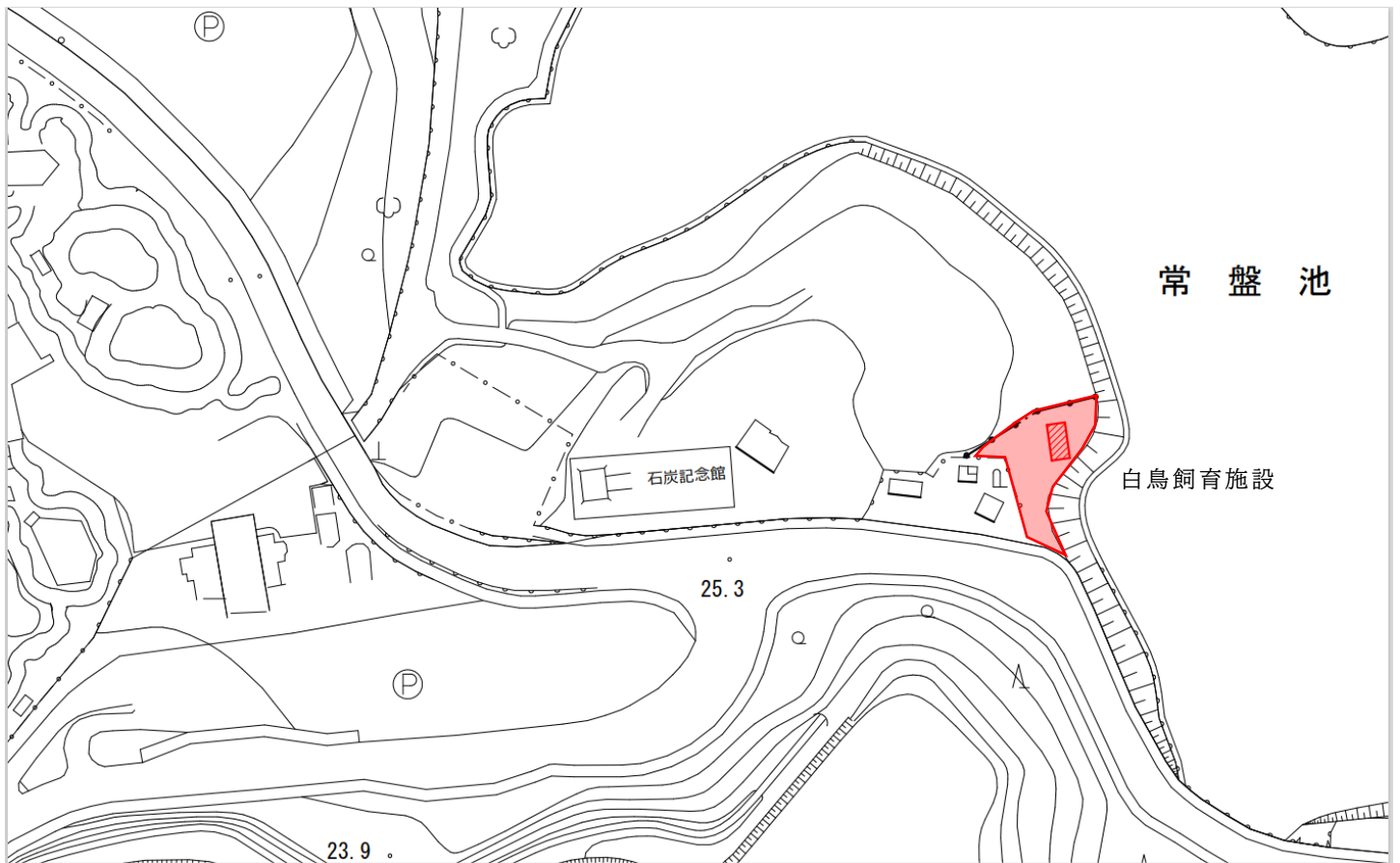


別図1

- 凡 例
- 動物園内
 - 観覧者の靴底消毒
 - 業務車両タイヤ消毒
 - 職員等の靴底消毒
 - 業務車両の通行制限







凡 例	
	立入制限区域 (国内発生時)
	観覧者等の進入制限 (国内発生時)
	立入制限区域 (園内発生時)

白鳥飼育施設拡大図